

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港南区上永谷一丁目五二九四番地、最後の住所横浜市港南区上永谷一丁目四番二九号 被相続人 亡 河内 正
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町四八〇八番地トヨタビル二階 横浜みなみ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 西村 紀子
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県須賀市不入斗町一丁目六七番地、最後の住所神奈川県須賀市不入斗町一丁目六七番地 被相続人 亡 村上 裕二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

神奈川県逗子市逗子一丁目五番四号128ビル五階b
相続財産清算人 弁護士 手島 万里
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市愛名五二番地、最後の住所神奈川県厚木市愛名六六一番地 被相続人 亡 青木みよ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

神奈川県厚木市中町三丁目一三番八号アイリス・ヴェール八〇一
相続財産清算人 弁護士 大谷 優樹
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市定塚町一三五二番地、最後の住所富山県高岡市佐野一六二二番地 被相続人 亡 棚田 澄子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

富山県高岡市広小路一番二八号 作井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古木 達也
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字入山辺一七二二番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 矢島 信子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

長野県松本市並柳四丁目一四番一三号 いちい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古澤 誠
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市成清町二丁目七一番地、最後の住所岐阜県各務原市大野町三丁目一八七番地 被相続人 亡 横山 和之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

事務所岐阜市市橋四丁目六番七号鈴木ビル三階―四 U、I 総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 白井 俊治
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市倉真八二〇番地、最後の住所静岡県掛川市倉真八二〇番地 被相続人 亡 高柳 法夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

事務所静岡県掛川市亀の甲一丁目一四番七号 相続財産清算人 司法書士 桑原 淑浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市大淵三四一七番地二一、最後の住所静岡県富士市大淵三四一七番地の二 被相続人 亡 志村 治寿
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇 弁護士法人杉山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 杉山 利朗
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県平戸市鏡川町三七五番地、最後の住所長崎県平戸市中村区中村町三丁目四九番地の一 なかむらの森 被相続人 亡 南部 好夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号 MS校通七階 弁護士法人片岡法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大口 悠輔
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市西生来町三九六番地、最後の住所滋賀県近江八幡市西生来町三九六番地 被相続人 亡 堤 源治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

滋賀県彦根市小泉町三〇〇番地九 サンロードビルⅡ四階 四〇一号室 南彦根法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北二丁目二二〇番地、最後の住所大阪府阿倍野区晴明通一四番一〇一五号 被相続人 亡 小林 信夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府中央区道修町一丁目六番七号JMFビル北浜01 一階
相続財産清算人 弁護士 髭野 淳平
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区文の里二丁目八番地、最後の住所大阪府阿倍野区松崎町二丁目三番一〇号特別養護老人ホーム阪和苑 被相続人 亡 堂本 弘男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府北区豊崎三二二一 淀川五番館七階 相続財産清算人 弁護士 中西 淳
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市加古川町稲屋五三番地八、最後の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋五三番地の八 被相続人 亡 大西 博之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十八日

兵庫県姫路市豊沢町一三七番地 姫路セシタービル 衣笠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 衣笠 謙三